

文人秋月悌次郎

中西達治

はじめに

本稿では、高須に配流された秋月悌次郎胤永の囚人としての生活に焦点を当ててみたい。

明治二年七月、秋月悌次郎と手代木直右衛門が東京から高須に送られる前後の旧会津藩の動向を整理しておく。

明治二年

- ・五月十八日、五稜郭開城、戊辰戦争終結。この日、萱野権兵衛が、飯野藩保科家下屋敷で保科家臣沢田武治の介錯により切腹。
- ・六月三日、松平容保の子慶三郎（容大）が、御薬園で生まれる。
- ・六月十七日、版籍奉還が開始される。同じ日、公卿、諸侯の称号を廃し華族とすることが布告された。版籍の奉還は二十五日までに二百六十二藩が実行した。高須藩は、六月二十日、版籍の奉還が聞き届けられた旨藩士に布達している。
- ・七月二十七日、高須藩主松平義勇が隠居し、養子義生が家督を相続した。
- ・八月十五日、蝦夷地が北海道と改称される。
- ・九月二十八日、徳川慶喜、松平容保らの罪が許される。
- ・十一月三日、松平容大が家名存続を許され、華族に列する。この時所領について、猪苗代近辺三万石と斗南三万石のいずれかを選択

明治三年

せよといわれ、山川浩ら役職者が協議した結果、斗南を選択した。

- ・一月、謹慎中の旧会津藩士に有免の沙汰が下される。
 - ・四月十六日、斗南藩に従う旧会津藩士に斗南移住の命令が出され、翌日第一陣が品川を出港して現地に向かった。五月下旬より翌年閏十月にかけて、新潟より五便、他に横浜よりの便が就航、陸行したのもあった。山本覚馬との縁で会津藩校日新館教授に採用された川崎尚之助は、新参ながら斗南藩士として青森野辺地に移住する。この時米沢にいた妻の山本八重（当時は夫婦別姓）は、母、兄嫁と共に京都の兄の許に赴いた。
 - ・五月二十七日、高須藩、藩政改革を行い、職名を知事、大参事以下に変更し、食禄も変更する。
 - ・六月、斗南藩が成立する。
 - ・八月二日、この日までに全ての藩の版籍奉還が終わる。
 - ・九月、松平容大、会津若松の御薬園を出て、新潟から斗南に向かう。
 - ・十月、中川宮、許されて京都に戻る。
 - ・十二月二十四日、高須藩は名古屋藩と合併し、松平義生は名古屋藩権知事となる。
- 明治四年
- ・一月五日、寺社の所領を没収し、府、藩、県の管轄とする。

・一月八日、旧高須藩士族は名古屋藩士族、高須出張所掛となる。卒も同じ。職員禄制これまでどおり。

・一月、山川健次郎、遣米留学生として横浜出港。

・二月十八日、斗南藩は藩庁を五戸から田名部の円通寺に移した。松

平容大はこの寺に居住した。

・三月一日、東京、京都、大阪間に郵便開通。

・三月二十四日、松平容保、喜徳、謹慎蟄居を解かれる。

・七月十四日、廃藩置県が行われ、斗南藩は斗南県となる。この時各

藩の旧藩主は東京移住を命じられた。これに伴い旧高須藩の信州

領については、竹佐代官所において、旧高須藩の家老が臨席して、

離任式が行われた。

・七月二十日、松平容保、喜徳が田名部に到着する。

・八月九日、斬髪・廃刀の許可令が出される。

・八月二十五日、松平容保、喜徳、容大ら藩主の一族が、東京に移る。

・九月四日、斗南、七戸、八戸、黒石、館の各県、弘前県と合併して、

弘前県となる。

・九月二十三日、弘前県が青森県と改称され、県庁を弘前から青森に

移転する。

以上秋月、手代木に関わる高須藩の動きを含め、中央政府の重要な施策と斗南藩関係の事項について整理してみた。

中央政府が関わった政治改革や旧会津藩関係者に対する措置などについては、高須藩にも届いていたであろうから、比較的早く秋月らにも伝わっていたことと思われる。だが、彼らが国元に残してきた家族の情報は、そういうわけにはいかなかった。流刑地で謹慎生活を余儀なくされている秋月、手代木にとって旧藩の処遇、故郷に残した家族の動向はなんとも知りたいことだった。秋月は、高須に到着後、

約三ヶ月後の十月二日に故郷の家族宛、別れて以後の経過を伝えた手紙を出している。以後、高須抑留中に出した手紙四通、移送された名古屋から出された二通、野辺地到着後若松の弟に宛てた手紙一通、それに本家の跡取りで甥の丸山四郎右衛門が高須にいた秋月宛に出した手紙一通が、悌次郎の弟秋月三郎のご子孫の家に現存している。秋月が書いた手紙の中には、国元から手紙が来たという記事が何ヶ所あるが、それらは今の所見つかっていない。

新政府によって、旧体制の刑法を引き継いだ形で藩預けとなった国事犯の二人は、流刑先で新政府による制度の改変を身をもって体験することになる。

一

明治三年四月、秋月と手代木とは別々の囚居を与えられた。秋月の囚居は、十畳次の間四畳、六畳次の間二畳、玄関、浴室は手代木と共用である。二人は斗南でもこの位の屋敷はほしいと、話し合った。

その年の七月十五日頃、父の伏罪後伝手があつて彦根藩で修行していた胤永の養嗣子浩之丞が高須にやってきた。この時、浩之丞は三郎が五月十一日に書いた手紙を届けている。その手紙には、秋月が会津若松を出発した後に出した長蔵に托した手紙、十二月に出した手紙（日付けは、十月二日、第一信）が届いたということが記されていた。ただ、高須に向けて出発する直前に書いた手紙については言及がなく、着いていると思うがと念を押している。家族と思うように連絡が取れないもどかしさを感じられる。

三郎がこの手紙を書いた五月十一日には、先に見たとおりすでに斗南藩に従うことを希望する藩士達の移住が始まっていた。三郎が知らせてきた一族の動向をみてみよう。

・本家の丸山四郎右衛門胤孝とその弟で悌次郎の養子となっている浩

之丞は、学問修行のため残留、胤孝は上京した。

・三郎は、明治二年十月に結婚した。

・(明治三年五月か。この手紙を書く直前に、)母の八十歳の賀宴が開かれ盛大だった。

・三郎は、坂下で教育に従事している。

・長崎の姉は、近所に寄宿している。

・藩に多額の献上金を出した。

・母が、手織りの白木綿を藩主の慶三郎に献上した。

会津藩降伏後の旧藩士家族らは、秋月悌次郎家が、坂下局牛沢村で五人、丸山五八郎(四郎右衛門胤孝のこと)家も同じく坂下局牛沢村で十一人、長崎幸右衛門家は御山局幕内村で四人というように、十五局に別れて扶助を受けている。三郎が坂下で教育に従事しているというのも、この時の縁であろう。長崎の姉が近所に寄宿しているというのは、旧宅に戻れなかったということだろうか。

この知らせを受けた胤永は、八月に書いた返信(第二信)の中でこまごまとした注意を与えている。

三郎の結婚については先便で言おうと思っていたが整ってよかったと喜び、母の賀宴の盛大なことに感謝、自分もお祝いに瀬戸の陶工に大黒様を作らせたが、これは「損じもの」なので、送らず、机上でお祀りしていると次に書いた手紙の中で報告している。

さらに胤孝、浩之丞の修行について、

残留は結構だが、言っておきたいことがある。浩之丞は、駿河の林三郎方に行くということなので、月一両ずつ支給とし、四月に三両、最近三両与えた。国恩に奉じるため努力してもらいたい。正月以来、浩之丞とは、度々連絡を取っているが、胤孝のことは全く分からない。今回浩之丞が高須に来たことであるいろいろな事情が分かった。修行は出来ているようだが、給付金が少なく苦勞しているというの

で、月に一分二朱宛支給してやることにし、すでに二ヶ月分渡した。自分は今の所不自由していいないので、そうした資金は、自分が筆耕してでも稼ぐつもりだ。

という。

小子等は大シクジリの上永年の廢物、御国恩に可^レ奉^レ報様無^二御座^一候間何卒壯年の輩憤^レ発励精、十分修行の上屹^キ度御用に立候致度、子なり孫なり又は同姓同藩の内へ人物をこしらへ、この恥をす、ぎ、この罪をあがない候様致^ス外他無事^二御座^一候。

と続けているところに、胤永の強い思い、次世代を育てたいという決意が読み取れる。

胤孝についての評価はきびしい。

昨年胤孝が上京する際、三郎は胤孝に相応の金子を持たせて上京させ、最近また十五両与えたとのこと、費用がかさむので買っておいた刀も売ってしまったとか。事情は分かるが、金の出所はどこにもないと悟らせるべきだ。胤孝には、三郎叔父は大勢の家族を引き受けているので、無心はするな。学費困難なら、自分修行だから一旦斗南なり、国元なりに帰るべしと、嚴重に言っておいた。そちらにいる本家の末弟丑彦は、上手く言ったら高須に呼び寄せて教育したい。

一族の将来について、いろいろ気配りをしていることが分かる。ただこれまで見たところでは胤永の妻ミエと生まれたばかりの浩次について言及はない。情報がなかったのだろう。(以上第二信)

二

十月四日、丸山胤孝が七月四日に書いた手紙が、高須の胤永の元に届けられた。封筒の表書きは、

御城下にて／千葉八助様 元御□□□にて／丸山四郎右衛門

無事

とあり、裏に胤永の筆跡で、「十月四日達」とメモ書きがある。秋月胤永は千葉八助という変名で手紙のやりとりをしていたことが分かる。

一筆啓上仕候。七月廿日御日付之御状昨日相達シ、忝く拝見仕候。月々之さい料として金壹分二朱ツ、被_レ下候趣ニ而、二月分三分被_レ下難_レ有奉_レ存候。然処、此度私儀、宇都宮殿三郎と申人、

大学東校化学局之中坐敷ニテ、先年中より世話ニ相成候人ニ御坐候間、其人御世話被_レ下尾州様御藩水野喜太郎と申人、叔父様御存之人之由、様々御尽力被_レ成下_レ壹ヶ月ニ四匁ツ、三ヶ年之間段々御為費料（為字、御と費の右外に後補。「為御費料」の意か。）被_レ下候趣ニ而、当八月受取申候間、四匁も御坐候は、斗南藩諸生ニは十分ニ御坐候間、浩之丞事、此先お渡し方不_レ被_レ下様子ニ御坐候間、右壹分二朱は私より遣シ候趣ニ被_レ成下_レ浩之丞方へ御遣可_レ被_レ下候。木村理右衛門儀右三人宇都宮へ相頼ミ申候処、三郎殿私も加へ呉候様との事故、小子も誠ニ仕合なる都合ニ御坐候。小子事宇都宮殿より取達ニ御坐候得は、宇都宮殿親切ニ御世話被_レ下候間、御案事被_レ下間敷_レ候。右宇都宮三郎殿と申、元尾州旧幕ニ被_レ召出_レ候人ニ御坐候。

右御返事迄早々
如此ニ御坐候 恐惶謹言

七月四日 丸山四郎右衛門 拜

御叔父様

尚々若松表より書状参り居り候処、大封ニ相成候故、浩之丞方より差上申候様、浩之丞方江遣し申候

右尾州様江御頼の人別

駒之進倅

林 勝次郎

久左衛門倅

高津 勇

理左衛門倅

木村 勇紀

私

メ四人

執筆日付けが七月四日なのに、悌次郎が書いた七月二十日付けの手紙が昨日到着したと始まるこの手紙は、時日関係に不審が残るが、内容的にはこれまでの胤永に対する悌次郎の心配を払拭するものだった。

胤永が手配した学資を受け取ったこと、大学東校で、元尾張藩士で旧幕府に仕えた宇都宮三郎の紹介で、悌次郎知人の尾張藩士水野喜太郎の世話になり、尾張藩給費生として一ヶ月四匁づつ三年間支給されることとなり、八月分を受け取ったという近況の報告、斗南藩の諸生にはこれで十分だから、今後自分に送ってもらう予定の分は、兄から言うことにして浩之丞に渡してもらえないかというちよつと虫のいい願いは、彼の人柄をあらわしているのだろうか。彼が尾張藩給費生になれたのは、かねて胤永と親交のあった尾張藩の宇都宮三郎が取りなしてくれたからだ、この間の内情を報告している。江戸時代には、修行中の学生は、各藩に在籍する儒学者に伝手を頼って遊学の許可を取り、そこで学ぶことになれば、遊学先のそれぞれの藩から手当てが支給される仕組みだった。同じ頃、郡長正らが小倉藩に留学していることも、例えば秋月など会津藩の誰かが小倉藩の藩儒に頼み込んだ結果だと思われる。秋月と手代木はこの後の手紙で分かるように、高須藩との話し合いで、それぞれの子供を留学生として受け入れてもらうよう交渉している。幕藩体制から中央集権的な県体制にかわるまっただ中で過去の仕組みが機能している貴重な例だと云えるだろう。

三

明治四年二月に書いた手紙の中で、秋月は高須において彼が知り得た情報とこの地での暮らしぶりを細かに説明している。

十一月二十七日、高須にやってきた手代木豊吉が、八月十六日付けの秋月家からの手紙を、胤永に届けた。この手紙の文中には、四月中に差し出した手紙が、六月に若松の秋月家に届いているという情報があるがこの手紙は残っていない。

胤永は手紙の中で、胤孝が尾張藩藩給費生になったことを素直に喜んでいるのだが、それに続いて胤孝が言ってきた月々二分二朱の援助金については、その後、東京は物価高なので、今まで通りほしいといってきたのでそのままにしてあるという。しかも筆無精で、手紙もよこさず、やっても読めない、(胤孝は、叔父胤永の達筆の手紙が読めなかったということか。)困ったものだと言っているのだ。(今まで通りといってきた手紙はない。)

さらに胤永は、囚居での暮らしぶりを以下のように書いている。

浩之丞は先に記したように、七月ごろ高須に来て駿河に行くといっていたのだが、その後また高須に来て、彦根藩では修行が出来ないと窮状を訴え、生活費にも事欠く始末だ(彦根藩からは援助金が出なかつたということだろう。)というので、高須藩の河原丈平に相談して、河原を寄宿先として身元保証人になって貰い、自分の囚居に同居させている。高須藩学校日新堂で学べるように手配してもらった。浩之丞には高須藩から月二両の援助金が出ることになり、不時の少額支給もあって都合がよい。

手代木氏も駿河から息子の宅寛を呼び寄せ好ましい暮らしぶりになっている。

胤永の囚居には、地元の豪農加藤司馬太のほか一名計二名が学僕として住み込んでいて、二十丈ほどある二階に浩之丞と共に住んでいる。

加藤司馬太というのは現在の海津市内札野の住民である。明治十二年、片野万右衛門、早川理右衛門らが木曾三川の洪水被害を抜本的に解決するために治水共同社という団体を作ったとき、出資金を出した発起人のなかに名がある。

高須に到着した当初彼ら二人は、一軒の家に同居し、北向きの奥の部屋に手代木、南向きの前の部屋に秋月が寝起きし、門番、賄い夫がいて用を足し、すべてが高須藩の取り仕切りであった。それが浩之丞が来たころから「金米渡し家来召し抱え自分炊き」で、一ヶ月三人扶持、金十兩ずつ渡されるようになっていたが、浩之丞がきたため、二両追加支給されるようになった。自分で裁量出来るため儉約が出来る上、あちこちから頼まれる揮毫料で生活は非常に楽だ。これまでに十四、五両も溜まっただろうか。その内母に進上するつもりだ。浩之丞にはとりあえず四季の着物を一式調べてやった。明治四年の正月には六十軒ほど、上下着用で高須藩士の家を年始礼でまわった。斗南では上下着用での年始礼はまだ出来ないだろう。皮肉なことに浩之丞は囚人の父と一緒にいることで人並みの交わりが出来る。(以上第三信) 国事犯の囚人とはいえ、旧幕府時代の風習が生きているから出来るのんびりした暮らし、これは会津に残った旧藩の人々の暮らしとは全く異なるものだった。そういう落ち着いた環境の中で彼にとつての唯一と言つてよい心配事が、丸山一族の身の振り方だった。

四

第三信と同じ頃書かれた第四信は、第三信とは別ルートで送られた。第三信の冒頭にはこんな事が書かれている。

書状度々差上候へ共浮沈の程氣遣しく、この状は目黒九八郎に東京迄持参、同所にて佐瀬得所に御地へ届呉候様願上候。得所は大分名筆に相成、当時愛宕地内に居、大流行の由。時々文通致候。

手紙を出したいと何度も思ったが、どうなっているか分からないので、この手紙は、目黒九八郎に東京まで持参してもらい、そこから佐瀬得所に届けてくれるよう頼んだ。彼は東京で書家として大はやりのようで、時々文通している。（彼なら安心だと思う。）

彼がこの手紙でもっとも気にしているのが、斗南移住に対する家族の対応だった。

斗南へは蒸汽船で向かう、このことは高須にいる彼にも伝わっていたようだ。ところが本家と秋月家はどうしたのか、全く伝わってこなかったらしい。胤永は、丸山胤孝に聞きたがったのだが、先にも記したように筆無精で連絡がない。胤永は主家に随従するのが当然のことと考えていたから、移住が当然ということになる。蒸汽船で移動ということになると、高齢の母が、見たこともない大海を渡るのが心配の種、もし陸行だと人馬の賃料が多額になるからどうしたものかと頭痛の種だったという。

そんな心配をしているところに、手代木直右衛門の妻喜与が、新潟から斗南へ出発する直前に高須にいる夫に送った手紙が届いた。喜与が新潟にいたのは十月十五日の夜から十六日間（手代木喜与の日記『松の落葉』）であるから、この間に認められたものであろう。その手紙には、この時秋月家の家族も同じ船に乗る予定とあって、ようやく少し事情は分かったけれども、母のことなどはさっぱり分からず気になっていた。その後四郎右衛門から手紙が来て、

御か、様御始御本家一同居残の事申遺候て、漸くに去留の人員等委敷相分候。

母以下本家は残留と知らせてきた。

その後年明けの一月十五日、斗南の田名部に落ち着いた手代木喜与が十一月に書いた手紙が高須之手代木直右衛門のところに届く。同じ頃、浩之丞の所に十一月二十九日、田名部の長崎幸右衛門（胤永の次

姉の子）が書いた手紙が届いた。それらの手紙によって、丸山友吉家（友吉は胤永の長姉の子）、長崎幸右衛門家、津田省吾家（省吾は胤孝の姉、胤永の兄の長女の夫）はいずれも田名部に移住、秋月胤永家の家族は、長崎家と同居している。

友吉、幸右エ門、津田庄吾何れも田名部住の由にて、小子家族は長崎へ同居の事に申遺候。御渡方至少にて難洪に御座候得共、皆々手仕事精出し何かとたべつき候様子に御座候。

とあって、給付が少ない中でやりくりしている様子がうかがわれる。

問題は、母（胤孝家）と三郎家である。

若松居残の儀、如何様なる決議にて候か。四郎右エ門遺候御趣にては、婦農相願候ても不三相叶、依て御か、様御姉様御病氣にては、貴所夫婦御看病として逗留致し、お常兄弟は平内分限に相成候由に御座候。尤四郎右エ門も婦農同意の様子に相見候へ共小子愚存は少し、相違いたし候条打明して申述候。

四郎右衛門（胤永）は、婦農願いを出しても通らないので、とりあえず母の看病のため三郎家が残り、弟と妹は平内家に預けるといつているそうだが自分は反対だ。そう断言した彼は、以下主家と丸山家の関係をる解き明かす。

抑、丸山家一族の義は、土津様以来御奉公申上、蒙大恩、其内には信州以来御奉公申上候輩も不少し其末に生れ候私共に於ては各々御祖先方の御奉公被成候御遺意を奉じ太平の御恩沢に浴て御礼といへ、この近年御難儀に被為至候御場合には尚以死力を尽しいづく迄も御供仕、幾十年を経候後にも御両公様御精忠あらはれさせ、雲霧開け候様尽力仕度志願に候。一身にて行届兼候は、子に及ばし孫に至り候てもこの義貫き候様いたし度存候。今日の身上せん方なく、依ては浩之丞なり浩次なり万分の一も微志を継度最中の尽力に御座候。然るに四郎右エ門は東京修行

にて居残、丑彦は平内分限となり、若松へ居残り候ては万一四郎右エ門東京修行不慮の事も出来候は、斗南藩には御本家の血統相絶候事に相至り申間敷や。万一の事有^レ之候後に至り不行届の丑彦等御召仕被^レ下候様願上候も恐れ多き次第、且は相叶申間敷かとも被^レ存候。当時御祖先以来の御墓側に御逗留被^レ成、土津様以来の御墓拝も出来事、この義結構には御座候へ共前条には難^レ替様に御座候。且以^二得失利害^一より申候ても移住候得ば、第一節義の相立候而已ならず三合なり二合なり被^二下置^一、又同所は極めて曠莫の地にて山海の利便ともに有^レ之、物産は数多有^レ之、その御支配中には安渡の港なる比類少き良港有^レ之、程近くして箱館交易場所も有^レ之よろしく政敷を施し二十年間も精を出し候は、士馬の精強、国家の富貴遙か旧封に勝り候様にも相至り可^レ申候。依て兼ての愚意は、牛沢の分家同伴いたし開拓の師範とし、丸山一党別に村落出来候は、可然杯存居候。乍^レ去貴様方始未聞不見の場所故、斗南の地は如何なる鬼が島とも被^レ存候半、幸ひ小子は一見致候事故斯くも存寄り相立事に御座候。然るに右は全く愚なる了簡打明して申候得共如何なる深意又は後の慮りも難^レ計候得共政府向都合相整候は、幸に帰農不^二相叶^一事と云へ今日よりにて移住候方も可^レ然と奉^レ存候。就ても此節柄人馬賃料高く諸色同段容易なる事にては自分引越し出来申間敷候に付御加勢として有合の金さし上申候。

丸山家は土津公以来の家臣である。この度の国難では、死力を尽くして奉公し、どこまでも付き従って容保、容大両公の誠忠が認められるよう尽力したい。一代でそれが出来なければ子々孫々までこの義を貫きたい。自分の今の身の上ではそれが叶わないから、浩之丞でも浩次でも万分の一でも継いでもらいたい。それなのに本家の長男胤孝は東京に留学、弟の丑彦は分家預かりで若松にいますということになると、万一胤孝が東

京で不慮の事故にでも遭うと、斗南藩には本家の血統が絶えることになる。そうなるから丑彦を取り立てて下さいと言ってもそれはどうなるか分らない。三郎が土津公の墓所近くにおいて先祖の墓を守り土津公の墓にお参り出来るということは、結構だが、先に述べたことには及ばない。利害得失の観点から言っても、移住が最善の選択だ。多少なりとも扶持米はもらえる。斗南は広い原野が続くが、利便性に富み、物産も多い、良港もある。近くには交易の盛んな箱館もある。政策を立てて二十年も努力すれば、若松時代よりも土気盛んで国力を高まる。自分としては、牛沢の分家にいっしょに行ってもいい、開拓の師範になってもらつて、丸山一族の村を作ることが出来ればすばらしいと思つている。三郎は斗南は未開の荒地地と思つているかも知れないが、私は実際に現地を見てからよく分かる。私の気持ちをとりあえず言つてみた。そちらにはもつと深い仔細があるかも知れないが、帰農が許されなかつたというのは幸いだ。手紙が着いたらすぐにでも移住の準備をしてはどうか。昨今は人馬の賃料、物価も高騰している折柄自力では引越し出来ないだろうから、あり合わせの金を差し上げよう。

分家の平内家とは、胤永の祖父胤道の末弟平内胤重の子胤興のことである。胤重は、藩政時代の文政年間坂下組勝方村を開拓して一家を成した人物である。胤永は遠い流刑地にありながら、一族の中の開拓経験者を迎えて二十年がかりで新天地での成功を目指すという、遠大な計画を立てたのである。

後年、安積開拓の計画が持ち上がったときにも、一族をあげて移住するといふ具体的な計画案が示されていることを考えると、ここに見られる農本主義的発想は、彼の思想の根幹に触れるものだったといえよう。

この計画に先だつものは金、自分の現在もっている有り金を醸出するからと言ふところに、彼の現実的な姿勢が見えてくる。

彼は現在内々の手持ちの金を四十兩持っているという。それは、以前京都所司代を務めた酒井若狭守忠義やその家中の人たちから与えられたものであるが、この際すべてを差し上げたい。斗南の我が家は自分がこういう状態で浩之丞ももう数年は留學するだろうから、妻と子供しかいないことになる。二十兩は三郎の引越しの費用とし、残りの二十兩は母子の將來のため、友吉、幸右衛門に頼んで植え付けなどの農作業、あるいは何かの商いの元手にするとよいと思っていたところ、浩之丞は四十兩すべてを三郎に渡したら、そちらでうまく取り計らってもらえるだろうという。どちらでもいい、三郎の考えに任せたい。引越しの費用としてすべて使ってもいいし、余れば先にいったようにしてもらえばよい。三郎が移住した後、「商法、開拓、植付等生産積金の道」に考えがあれば、こちらで懇意になった知り合いから借りてやってもよい。しかし別にふかい思案があつて残留するということならば、二十兩は母の酒肴代にしてもらいたい。その内胤孝も帰つて来たら斗南に行くだろうから、今から長屋でも何でも彼の住まいの準備しておかなければならないだろうし、もし私が許されたとしても、完全に自由にはならず、家は引き渡し他家預けといういろいろいだろう。

左すれば若松へ参候事相成間敷と過慮致事に御座候に、帰農扨とて大小もなく、小さくなつて居候より、斗南へ引移し天晴れなる立派なる士族となり、手広き土地を壹尺でなり壹間づつなり掘り起し候方、一勞永逸の道には有御座間敷や。乍去少し計の金子をさし上、正大なる事を申上候ても事実行届兼義難計候間、義理と人情と貴所の力と金の多少とを懸け計りて出来候だけ被下度、小子一応斯く申送り候とて無算の処置は決して被成間敷、何にも貴様事始終御か、様へ御附添の事故誠に安心いたし候。御大老に被入候得ば一日も御気楽被遊候様祈上候。

そうなると若松には戻れまい。帰農などといって大小もささず、小さくなつてはいるよりも、斗南で立派な士族として、広い土地を一尺ずつでも一間ずつでも開墾地を広げていくのが、一時は苦勞でも長い安樂の元になるのではなからうか。

とはいえ、少しばかりの金を出して正論を言つたからといって、それが通ることでもないことは分かっている。義理、人情、自分の力、金の必要性を秤にかけて出来ることをしてくればよい。三郎は始終母に付き添つて居ることだから、その点は安心して居る。ずいぶんの年だから、とにかく母が氣樂に出来るようお願いしたい。

条理を尽くした内容だが、自力で土地を開拓して士族として再出發しようとする意欲のはしに武士という身分に対する思い入れがうかがわれるのが興味深い。

若松を離れた新天地での武士としての再出發が彼の本意だった。

五

七月十四日、廢藩置県が行われ斗南藩は斗南県となった。この時各藩の旧藩主は東京移住を命じられた。七月二十日、松平容保、喜徳が田名部に到着したが、この命令を受けて八月二十五日、松平容保、喜徳、容大ら旧藩主の一族は斗南を離れて、東京に移つた。前年名古屋藩と合併した高須藩では、名古屋県権知事の松平義生が八月一日、前藩主の義勇はそれより遅れて九月十六日高須を出發した。この間、八月九日には、斬髪、廢刀の許可令が出されるなど世情は激変していた。この当時、高須藩永預けだった秋月、手代木の身柄の取り扱ひが問題となり、高須から名古屋への移送が内々検討されていた。

こうした動きに、秋月は即座に反応した。九月一日付けで三郎宛に出した手紙の中で彼は次のようにいつてい

先便では斗南への移住を勧め、四十両を入れた手紙をそちらに送った。なかなか都合のよい伝手がなかったがやつと見つかったと佐瀬が言ってきたから、そろそろ着いていると思う。

右斗南表へ御引移しの義に御座候処、先達中大御変革にて諸藩被_レ為_レ廢、知事君臣の形も絶て被_レ免候上は、東京の御住居と被_レ為_レ成、最早君臣の形も絶え斗南へ御移し被_レ遊候とても、上様は不_レ被_レ為_レ入、誠に詮なき事に相成、却て若松には土津様代々の御墓所もあり、御先祖以来の墓地あり、左すれば今日と相成候ては其御地へ程よく御永住の御都合被_レ遊候方よろしきと存上候。私事御赦しを蒙り候とても必斗南へ参ると申事も難_レ計奉_レ存候。依てさし上候四十両金は何卒御地永住の本手の足し、又は御か、様御雑用の足しに被_レ遊被_レ下度願上候。

斗南移住の件だが、最近の大変革で藩が廃止され、知事君臣の関係もなくなり（任免が中央政府の権限になった）旧藩主は東京住まいということになってしまった。こうなってみると、斗南に移住しても主君が不在では、どうしようもない。逆に若松には、藩公代々の廟や、先祖代々の墓がある。今となつてはそこに永住するのがよいと思われる。自分もし許されたとしても斗南に行くかどうか分らない。だから先に送った四十両は、そちらでの永住の元手の足し、母の雑費にしてもいい。時代の変化に即して対応を即座に変える、秋月の思考の流れがよく分かる。主君がいなければ斗南に行つてもしかたがない。自分が許されてもそこに行くかどうかと、春に語つたこととは全く違う対処法を考えていることが分かる。

この言葉に続けて彼は、斗南の家族には既に相応の金子が送つてあるから、心配には及ばない、丑彦もおいおい修行して若松で身を立てるだろうし、三郎家に男の子が生まれたらその子も一家を成す、そうなれば牛沢の分家をあわせると本家（胤孝家）に対して三家の分家が

出来る、ご先祖様に対しても、亡き兄胤道に対しても申し訳が立つ。自分も喜ばしいという。

そこから空想はさらにふくらみ、

総て不和なる事は和漢古今の常に婦人より起り候間、乍_レ憚御姉様三郎妻杯別して心配被_レ成度と存候。

と下世話な心配までしてしまう。苦勞人の面目躍如たるものがあると言えようか。

六

彼らの囚居へは、高須藩関係者ばかりでなく、さまざまなたちが訪れて幕末維新時の秋月や手代木の実見談を聞いたり、時勢を談じたりし、さらには詩文の揮毫を求めた。

明治三年一月、信州領の代官に任命された森井直衛に「送権少参事森井君赴信州竹佐序」を贈つて、治政の要点を説いたことは前稿に記したとおりである。

二月には、尾張有松在住の阿籟竹田の米寿を祝う「序」を書いた。息子篁屋が、祝宴を開くからとわざわざ依頼してきたのである。父も息子も竹にちなんだ雅号を持つ、ねっからの竹好きである。

祝辞がほしいというので、囚人である自分が書くのはどうかと思つた。自分の親の寿を祝うことも出来ていない上に、とらわれの身である。慶応年間には蝦夷にいて熊やクジラに驚かされ、凍傷が起きるような酷寒のなかを京都に向かった。京都では暗殺者に何度も狙われ、伏見の戦いでは死を覚悟した。戊辰の戦いでは、籠城して砲煙弾雨数十日、開城後罪せられたが、死は免れた。こんな自分の半生を顧みてこういう経歴の人間が長寿を祝う文章を書くのも悪くはないかと思つて執筆した。もし万一許されることがあったら、改めて有松を訪ねて、祝いの杯を挙げたい。

おおよそこんな内容である。川田甕江はこの文章に、こんなコメントをしている。

昔人云。文以氣爲主。作者遭遇变故。百折不撓。浩氣溢於楮墨。不求工而工自至。与所謂文人術才售各者。迥乎異其撰。

また

一句承上起下、筆力万鈞、

ともいい、

豎説横説、正言反言、使読者不覺復筆之可厭、妙甚、

さらに

殺氣倏収、瑞雲滿城、一篇寿序可以充明治中興頌、

と称賛している。

古人が、文章の基本は「氣」だというように、作者は、境遇の変化にも負けず、浩然の氣が溢れている。工夫してできたものではない。文人をてらうような作とは質が違う。詩句には力があり、条理を尽くした文言で、自然に俗氣がなくなり、瑞祥が満ちる。明治を代表する名文だ。

同じ頃作った『韋軒遺稿』未収録の詩がある。

庚午春日所作

百戦雖期死 百戦死を期すといえども

瓦全思首丘 瓦全首丘を思う

八十猶有母 八十の母なおあり

三歳奈為囚 三歳いかんせん囚となる

満目春光動 満目春光動き

長空応語愁 長空まさに愁いを語るべし

故園絶消息 故園消息絶え

心事与誰謀 心事誰と共に語らん

首丘「礼記檀弓上」より。狐が死ぬ時には、その首をもとすんでいた丘の方へ向けることから「もとを忘れないこと。また、故郷を思うこと

のとえ。

瓦全 何もしないで生きながらえていること。

虜囚の悲哀が溢れているといえよう。

同じ頃桑名から月岡君が来訪した。

「春日喜桑名月岡君訪。賦贈。兼似小寺山脇諸賢。」

ここでも詩作があり、似韻がある。広沢君と永岡君は来訪したのか詩のやりとりか、「贈広沢君。兼似永岡小出二君。」という作品もある。

三河吉田藩藩儒で、幕末には勤王の志士として朝廷より国事掛に任命されていた小野湖山の出身地は、吉田藩の飛び領地であった近江国浅井郡高畑村（現滋賀県長浜市高畑）である。維新後新政府の総裁局権参事、記録局主任となっているが、このころは故郷の高畑に帰ってきていたのだろうか、明治三年五月高須の秋月に連絡があったらしい。

湖山先生吾旧識。又嘗相逢於京師。吾以己巳之年見放于高須。有所感輒詩之。積成卷。以与先輩居相近。欲乞其正。亦恐楚囚或累先輩。已而先輩乃見需吾詩。不堪感喜。因賦一律以贈。庚午仲夏。

旧知の湖山に配所で作った詩をみてもらいたいと思っていたが、囚人の立場では迷惑がかかると遠慮していたところ、彼の方から詩がほしいといってきた。こんな嬉しいことはない、という前書きのある詩がある。

京洛翱翔彼一時。時移万死復何辞。

如椽揮筆玄溪夕。動壁談懷鴨水湄。

竇配豈図今尚記。風流元是久相思。

当年詩社半黄土。欲贈新詩淚作絲。

こんなやりとりをしている間には、「秋涼閑臥」「聞虫」「初冬」「看楓」「小春郊行」などの自然詠も作っている。例えば「初冬」は、

濃州十月着单衣。晴暖此時思浴沂。

誰料故山降雪日。菊花楓葉弄秋暉。

と、前年十二月に、「故郷今日或見雪。朝起有時寒凜烈。此日此郷暖如烘。」と歌ったのと同じように素直に現在の境遇を故郷の季節感と比較している。

高須藩士とのやりとりでは、山田順蔵、長坂梧陵に陶淵明の詩情を通わせ、「夜間落葉」に抒情するなど、しみじみとした心境を吐露する詩もある。

そんな中で、高須藩知事の松平義生も、秋月に詩を所望した。喜んだ彼は、

知事公辱徵胤永詩。胤永拙於詩。特製之以奉謝隆恩。

敗余潦倒亦忘愁。偏頼明公礼意優。

経国唯須原道德。英姿尤仰富春秋。

正欽仁政問民瘼。豈料恩波及楚囚。

車馬声音聞亦喜。多年卵翼曷能酬。

敗残の落ちぶれた境遇にいて、愁いを忘れていた。ひとえに名君の礼遇を頼みにしている。経国の基は道德だ。知事公の英姿は、未来が明るい。仁政を敬い、民の苦しみを問う。恩波が、囚人にまで及ぼうとは。車馬の音は喜びに溢れている。長年の育成に、みごとに答えているようだ。と最大限の謝意を表した。

七

高須藩に古田迪庵という人物がいた。秋月手代木の二人が高須に配流された後、彼は二人の囚居をひんばんに訪れ酒杯を挙げて親交を深めていた。迪庵は、実名達知、通称左門、寛政五年馬廻に召し出されて後、小姓、奥御番、目付、物頭格を歴任、江戸の書家市河米庵門下として書にすぐれ、この当時は藩主義生の書道指南を務めていた。松平義建の次男秀之助（後の徳川慶勝）の傅役を務めており、『慶勝公履歴附録』には、「此人沈黙にて書画篆刻等の技芸有り。忠実無二に

て能く公の心を得たり。」とある。慶勝の傅役をしていたころは、江戸四ツ谷の高須藩上屋敷に常駐していたから、弟の容保が弘化三年（一八四六）会津藩第八代藩主容敬の養子となり、和田倉門内、会津松平家上屋敷に移るまでは、古田は容保にとつても身近な存在だった。物事に拘泥しないふところの深い人物として、秋月、手代木とは肝胆相照らす中になっており、手代木は、高須に来た当初から彼に書を習っていた。

喜健杯歌并引

己巳之秋。余与手代木勝任同見放於高須。勝任受書法於本藩迪庵古田先生。而其所取於先生不独書法也。故每先生来。輒置酒。先生惇篤款接。胸無城府。使人消鄙吝之心。以其嘗侍我祐堂公。特書文天祥正氣歌。因胤永等以獻焉。蓋有意也。

明治二年の秋、私と手代木氏とは高須に追放された。手代木氏は高須藩の古田迪庵に書法を教授されていたが、教えを受けるのは書法ばかりではなかった。先生が囚居を訪問されるたびに私たちは、酒を準備して待った。先生は人情に厚く、懇ろに対応される。心中は平静で分け隔てなく、人にけちくさい考えを起こさせない。先生はかつて祐堂公（松平容保）に近侍したことがあり、特別に文天祥の正氣の歌を書いたので、私たちがそれを献じた。これには公に対するある気持ちが込められていた。

公乃贈国歌一章

歌曰。須古也加仁阿利登志喜久毛宇礼之幾尼与魯孤備楚扶留布天濃安刀賀奈。

与其所常用酒杯。先生感喜。一日齋杯与酒肴来飲。勝任曰。請取歌意以喜健為杯名如何。曰善。胤永乃作長句以贈之。庚午閏十月二日也。

公は、和歌

すこやかに ありとし聞くも 嬉しきに 喜び添ふる 筆の跡かな
に、ふだんづかいの酒杯を添えて贈られた。先生は大喜び、ある日杯と酒肴を携えて訪れた。手代木氏曰く、歌の意をとって喜健杯と名付けましょう、と。それはいい。私はそこで長詩を作って先生に贈った。明治三年閏十月二日のことである。

拳之拳之又拳之。一日須飲三百杯。小物寓情小亦大。恩賜遠自帝州來。先生得之如拱璧。不独自拳又勸客。又能携之訪謫居。拜酌深感公手沢。先生有德嘗侍公。公忠諒似先生風。培根多年文已達。至今吾輩仰其功。我公忠諒又沈正。德之与才皆發政。王室如嫩嘗護之。羣牧陣門來聽命。即今菱里極艱難。亦是樂命所遇安。世間何物能相比。樹有松柏草有蘭。維時庚午冬十月。有酒有肴興何竭。拳之想公又消愁。神魂欲飛記翁勃。明公不忘廿年契。報之以有故哉。自今千寿又万寿。誦此好歌拳此杯。

乾杯、乾杯、また乾杯。一日、三百杯でも飲もう。小さな物に大きな意味がある。公の下さった杯は都からきた。先生は之を得て、玉を捧げ持つ気持だ。一人だけではなく、客にも勧める。わざわざ囚居に持ってきて、公愛用の手触りを感じる。先生は有徳の人でかつて公に仕えた。公の忠諒は、先生に倣ったものだ。根本のところは生きており、私たちはそれを仰ぎ見る。我公の忠諒、また沈正なること、徳と才、皆政に発している。皇室の危機には、しっかりお守りした。多くの諸侯が我公の命人之を得にやってきた。今は獄裏に有り艱難をさわめている。これは運命だ。世間の何かに比較出来るものはない。樹木なら松柏、草花なら蘭、まさに明治三年十月、酒も肴もある、興が尽きることはない。杯を挙げて公を思うと気が滅入る。神魂飛ばんと欲して記翁勃（さかん）。明公は二十年來の契りを忘れていない。文天祥の詩を贈ったことに対してこの返報、わけがあるのだ。今後千年も万年も、このすばらしい歌を誦して乾杯しよう。

文天祥は、中国南宋末期の政治家、軍人で、南宋の三忠臣（亡宋の三傑）の一人。宋が滅びた後は元に捕らえられ忽必烈から何度も元に仕えるよう勧められたが断って刑死した。江戸時代中期浅見綱齋が靖献遺言に評伝を載せ、詩は幕末の志士たちに愛誦された。

迪庵はいつ正気歌を容保に贈ったのか、事情がはっきりしないところがあるが、秋月らが献上の手配をしたとあるから、高須に來てからのことだろうか。家族とのひそかな通信にさえ変名を使っているというのに、旧君との連絡が取れているというのには不思議である。ただ、高須藩士として迪庵が容保のところへ何かを贈るといふことはあつたのだろう。それがこうした結果になったということで、謹慎中の容保に正気歌を贈るといふことに格別の意味があると秋月はいうのである。

八

高須でいろいろの人に与えた詩の中には、平重盛を詠んで、古代中国、春秋時代の晋の政治家で恭謙、よく諸侯を統率した范文子の名を出したり、楠正成を詠ったり、安史の乱の際、大軍を支えて反乱を撃破する遠因を作った中国唐の忠臣、張巡を賛美したりと、歴史に依拠した詩がある一方で、「昨哭阿孃今哭兒。双影在目夢耶幻。」と弔意を表した「贈佐藤君」という詩もある。おかれた環境によって、彼の詩心が大きく動き始めたことが分かる。この年の十一月、養嗣子浩之丞が、先に見たような計らいの下で、留学生として高須にやってきた。この時胤永は、求められるまま先に荒川參政に贈った「高須之郷骨可埋。士人惇篤風俗佳。」で始まる詩を彼に贈った。詩中の語句に一部異同があるが、内容は変わらない。自分はこの地に骨を埋める覚悟だという気持ちも伝えたかったものであろう。

ちなみに浩之丞は、高須に來てから父に詩の手ほどきを受けた。

古戰場辺夕照斜

馬蹄明日是親家

無窮客恨今宵散

西北千峰帶晚霞

発彦根赴高須途中

宿関ヶ原所得

高須には彼の揮毫した作品が残されている。

同じ頃、信州の高須藩領から高須に来ていた人たちも二人に揮毫を

求めた。その時の作品が、新野の歴史民俗資料館に貼り混ぜ屏風とし

て残されている。そこには手代木の色紙和歌

田家の月

おのつからもるをは

月にまかせてか

まばらにみゆる小山田の庵

と共に、秋月の『韋軒遺稿』未収録の

閑溪深山生俊民

尤難忠孝出天真

藩侯新政恩波遠

施及仁風頼此人

という詩の色紙もある。秋月の作品はこの外にも「落木悲風暗月光中」
「京洛斯時合獻謀」の旧作がある。この外松本健一に拠れば阿南町の
旧家にも秋月の軸があるということで、二人の作品の受け入れ先の広
がりを実感することが出来る。

九

明治四年になった。この年の正月は、先に見たように、父子そろつ
て年始礼などにぎやかだった。

正月、豊臣秀吉の末裔だと称する木下高尚が、亀の形に似た石を持っ

てきて、これは霊石だ。自分は霊亀主人と自称している。ぜひこの石

について文章を書いてほしいという。断つたが聞き入れず彼は石を置

いたまま帰って行った。見れば見ほど亀そっくりだ。亀だけが残され

たがこれは中国古代の春秋時代、秦に救援を頼んで目的を達するまで

七日七夜泣き続けた楚の申包胥を思わせる。

こんな前書きで「亀石記」は始まる。

古来亀には霊があるという。石には徳が宿る。石が亀の形をしてい

る。ではここに霊はあるか。徳を慕って身を修めるならば、天は徳を

与えるだろう。徳により業を興して有名なものは豊太閤である。道徳の

体現者は近江の中江藤樹である。霊亀主人は、どちらを志向するのか、

両方を兼ね備えようというのか。(将来を期待しよう)

文中では、「詩書囑託之煩」に耐えないからと断りながら、そこか

ら反転して古今の故事を引きながら持ち主の心を動かす内容を導く手

法はみごとである。

四月には、若い高須藩士に、「張良」という古詩を贈った。(『韋軒

遺稿』未収録)

乱極真人出

其捕聞俊傑

容雖如婦人

万略元超絶

与書豈有異

墮履非尋常

激之使有忍

即是陶冶方

男子有所期

乱の極み真人出づ。

其れ俊傑と聞こゆるを捕らふ。

容は婦人の如しと雖も、

万略もと超絶す。

与書あに異あらんや。

墮履尋常に非ず。

激の使忍ぶことあり

即ちこれ陶冶の方なり。

男子期する所有り。

、在成志

功名付浮雲

韓彭擊瓶智

寸胸制楚又魏秦

報韓安對真臣隣

惜此擾亂回天手

不出六国合縱辰

張良 作辛未之首

夏録示

期する所志を成すに有り。

功名浮雲に付す。

韓彭擊瓶の智、

寸胸楚又魏秦を制す。

韓に報ず、安んぞ真臣の隣するに對せん。

惜しむらくはこの擾亂回天の手、

六国合縱の時に由でざることを。

張良 作辛未の首夏録示。

乱の極限には真に頼りになる人物が現れる。

俊傑と噂のある人物を捕らえた。

容貌は婦人のようだが、

策略は元来人に超絶している。

黄石公から書物を与えられたことは問題ではない。

黄石公が、わざと履物を落として拾わせたところが尋常でない。

厳しい試練を耐え忍ぶべきこと。

これ即ち身を陶冶することである。

男子には心に期したところがある。

期する所は、志を達成すること。

功名は、浮雲同然。

韓信、彭越を項羽と戦わせて勝利した、瓶を撃つという知略、

小さなはかりごとでよく強大な楚、あるいは魏、秦を制圧する。

亡国韓に報いるのに、どうして、真の臣下が隣にいるのと対しようか。

惜しいことにはこの擾亂を制圧する方法が、

擾亂の初期、六国が連携して敵に当たるべきときに出てこなかったのだ。

張良。明治四年（陰曆）四月録示。

秋月が残した漢詩の中に読み込まれた人物は、平重盛、楠正成、長

巡など、国難に際して非運の死を迎えた人物が多かった。ここでは、

亡国楚のために真に抵抗しようとして漢の高祖に従った伝説の人物張

良を取り上げ、せっかく黄石公から苦心して兵書を授けられながら、

彼の知恵がまだ楚が存在していたころ、合従連衡が盛んだった時代に

役立てられなかったことを残念がっている。漢の高祖の建国の功臣で

ある彼を亡国楚の遺臣という立場からとらえたこの詩には、亡国の臣

としての秋月の思いが実感される。

十

六月九日、名古屋から称津君がやってきた。八月には、戊辰戦争当

時の戦友三淵半櫻が大阪からの帰りに立ち寄った。さまざま人物が

高須を訪れている。その一方で制度改革で旧藩主家は東京移住を命じ

られたため、八月一日、高須藩元知事の松平義生が遊学のため東京に

出発した。その後九月十六日には、病気を理由に高須に留まっていた

松平義勇も善孝院ら松平家関係者を率いて出発している。『韋軒遺稿』

にのせる詩三編の中の一つには、

埋骨此郷不復帰。別離揮涙対斜暉。

大鵬好是高飛去。欲拜清容留賜衣。

自分はこの郷に骨を埋めるつもりでいる。義生公とのお別れ、私は涙と

共に夕陽を浴びている。

大鵬は天空に羽ばたいて去る。形見として、衣服を頂いた。

とある。秋月が詩を作って見送ったのはこの詩の内容から見て、若い

義生公の方だったと思われる。制度の改変が秋月ら二人の運命を今ま

さに変えようとしていることを彼らは知らない。こういうあわただし

さの中で、ある日、高須藩士柑園上田環が、一本の刀を持って秋月の

因居を訪れて、次のようなことをいった。

この刀は、現在多度にある法泉寺という寺の伝世の名刀だ。関ヶ原合戦当時法泉寺は桑名に在った。織田信長の忌諱にふれて本願寺から排除された教如上人の指揮の下、徳川家康軍のため大活躍をした。その際家康から土地と共に拝領した刀だ。その後桑名の町割りが行われて、法泉寺は多度に移住した。法泉寺の現住職牛池上人は自分と昵懇の仲だが、最近徳川家康から拝領した寺領が、政府に没収されてしまった。この様子だと、徳川家ゆかりの刀も召し上げられてしまう。この際だから誰か目の利く人物にこの刀を買ってもらいたい。彼はそういつていると、秋月に伝えた。見ると本当にみごとだ。見れば見るほど、惹きつけられる。そこで、刀の精が夜ごと夢の中に表れて、私に呼びかけるといふ詩を作った。その結果牛池から刀を譲り受けることが出来た。

これは『韋軒遺稿』におさめられている「夢貞行」という作品に出てくる名刀のことで、後に彼の関わった刀剣について述べた「刀史引」にも引用されている。この件については『韋軒遺稿』を読む（金城学院大学論集人文科学編 第十巻）において詳述したのでそれに譲る。

ここで牛池がいつている寺領の没収云々というのは、明治四年一月五日新政府により寺領が没収され各府、藩、県の管轄にされたことをいつている。牛池は、徳川幕府関係の財産が一切収公されるのではないかとおそれていたのである。

激変する政情の中で、現地文人との交流は続けられた。九月のある日、秋月、手代木は、東濃武儀郡上有知の人村瀬雪峽と養老の滝見物をしていく。村瀬雪峽は、文政十年（一八二七）、武儀郡上有知村生まれ。村瀬秋水の長男で、名は東作。画は父秋水に学んだ。江戸、京都、大坂で経史詩文を学び、帰郷して伯父村瀬藤城を助けて門下生を教えた。明治十二年（一八七九）歿している。京都、大坂に出て経史

詩文を学んだと言うから、漢学者のネットワークにつながる人物だったのだろう。この時高須に帰った三人を訪ねて、その場で揮毫してもらったという養老観瀑図が海津市歴史民俗資料館に寄託されている。軸には二枚のメモが添えられている。

第一のメモには、

明治四辛未年九月

養老瀧自画賛耶瀬

雪峽筆

又讚元会津藩

手代木直衛勝任哥

同秋月悌次郎胤永

号ハ韋軒詩

明治四辛未年九月右三人共

藤七郎面会直ニ認メ

貫ヒ真正筆無相違候也

とあり、もう一枚には

記

一養老山瀧自画賛

村瀬雪峽筆

右ハ藤七郎余に面會

認メ貫ヒ來り且又

手代木秋月両大人とも

面會直ニ三人共ニ認メ

貫ヒ來り無相違候也

明治四辛未年九月

貫雲雅

とあって、貫雲雅という人物が、藤七郎の持参した作品が本物である

ことを保証した内容である。二人がどういう人物なのかは分からないが、美濃在住の文人と流刑囚との交流を身近に見ていた人物であることは間違いない。その作品は、村瀬の描いた養老の滝図に、

いその上ふかし

みゆきも

たき水の

老をやしなふ

名になかれけり

勝任

至孝動天自古然

多君賜類遂前縁

又欣三伏炎、日

已覚飛泉響耳辺

辛未年韋軒題

隨風白雨洒中天

又是迅雷轟那辺

怪底驪龍呼不答

湿雲深处抱珠眠

雪峽詩画

と、三氏の画讃が記されている。美濃国内とはいいながら他藩領への異動が黙認されていたようで、いかに彼らが、地域の人々に一目置かれていたかが分かる。

だがこうした悠然とした生活は長くは続かなかつた。高須藩が名古屋藩と合併して名古屋県管下になったことを受けて彼らの身柄は名古屋に移管が決まる。

十月十三日、二人は高須より名古屋に移送された。彼らを高須で見送った桂園派歌人の重鎮で地元の有力者だった吉田利和は、別れを惜しんではなむけの歌を詠んだ。この時には、さらにその先の処遇も分

かっていたのだろうか、前書きには青森県移送と書かれている。

会津藩士秋月胤永、手代木勝任のふたり、年久しうわが高須のさとに公にめしうどとなりけるが、こたび青森県にうつさるるわかれに

わかれては いつ会津山 ふるさとに

かへる日つげよ いつ会津山

ここで彼らの人生における短い休暇は終わった。

二〇二〇年十一月十五日